

1

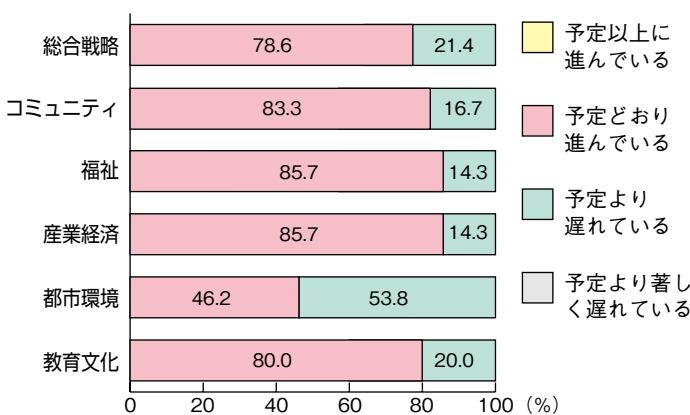
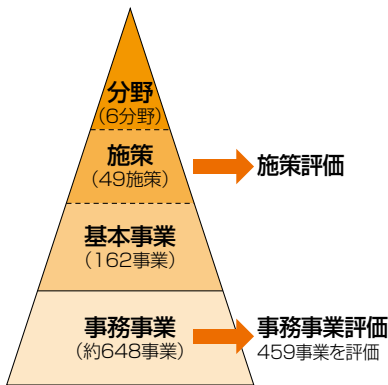
市の業務を客観的に評価 平成23年度行政評価結果

田 原市では、第1次田原市総合計画の進捗管理を行うための「施策評価」と、継続的な改善に結びつけていくための「事務事業評価」という2段階の行政評価を行っています。ここでは、平成23年度（平成22年度実施事業）の行政評価結果の概要をお知らせします。

行政評価とは

行政評価とは、市民生活の向上と地域の発展に向けた、行政のさまざまな取り組みについて、その目的を明確にししながら、成果を数値化して客観的に評価する仕組みです。

施策の体系と行政評価



施策の進捗状況は

田原市が取り組んでいる施策の進捗状況の割合を、6つの分野別にグラフ化したものです。全体では、「予定どおり進んでいる」が73.1%、「予定より遅れている」が26.9%となりました。

実施の方向性は

田原市が実施した事務事業について、「妥当性」「有効性」「効率性」を評価し、「今後の課題」「改善の方向性」を検討しました。それを基に、次年度以降の「事業実施の方向性」を総合的に判断した結果、「継続」が96.6%、「他事業による代替」が3.4%、「完了」が0.0%となりました。

※行政評価の詳細は市ホームページをご覧ください。

▼政策推進課 ☎ 23局 3507
HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

◆「広報たはら」への広告を募集

田原市では、財源の確保と地域経済の振興を目的に、「広報たはら」に掲載する広告を募集します。

掲載ページ 「おしらせ」コーナー下段
募集枠数 4枠（枠サイズ：たて55mm × よこ85mm）
掲載号 11月1日号～平成24年4月1日号（毎月1日号・全6回）
掲載料 6万円（全6回分）
参考情報 A4版・オールカラー／毎月約2万部発行／自治会を通じ市内全世帯に配布
募集期間 9月14日（水）まで
応募方法 広報秘書課にある「広報たはら」広告掲載申込書に必要書類を添えて直接または郵送にて／申込書はホームページからダウンロード可／直接持参の場合は市役所執務時間内／郵送の場合は締切日必着

その他 「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「広報たはら広告掲載要領」「広報たはら広告募集要項」をよく読み、規定を順守すること／要綱などは広報秘書課で配布のほか、市ホームページからダウンロード可

選考方法 田原市広告審査委員会が審査／応募者多数の場合は広報たはら広告掲載要領第8条の規定に基づき決定
※詳しくはお問い合わせください。

▶ 広報秘書課（〒441-3492 住所不要）
☎ 22局0138 ✉ koho@city.tahara.aichi.jp

